

## 広島県告示第五百八十三号

広島県と三原市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十七年三月二十二日施行）の一部を次のように改正し、令和元年七月二十六日から施行した。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第一条 イ ロ 二 ハ	第一 イ ロ 二 ハ	第一 イ ロ 二 ハ
(略) 委託施設に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可に関する事務（プレジャーボート（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボートをいう。）の係留に関する事務を除く。） (略)	(略) 委託施設に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可に関する事務（プレジャーボート（広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボートをいう。）の係留に関する事務を除く。 (略)	(略) 委託施設に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可に関する事務（プレジャーボート（広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボートをいう。）の係留に関する事務を除く。 (略)